条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

> 令和6年 奈良市議会9月定例会

1 名 称	   奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部 :	を改正する条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・現行の一般職の職員の給与制度において、 課長級及び部長級の職務の級が、職務の複 雑、困難及び責任の度に基づいて複数の級 に分類され不明確となっていることから、 これを解消するため。	4 制定改廃の概要	1. 職務の級が10級に区分されている現行の給料表について、 次のように改正する。(別表第1関係) 10級 → 削除 9級 → 8級 8級 → 7級 7級 → 6級 6級 → 削除 2. 等級別の職務基準を次のように改める。(別表第2関係)  10級 相当高度な又は特に 困難な業務を担う部長の職務 9級 部長又は理事の職務 8級 部次長又は参事の職務 7級 相当の経験を有する課長又は主幹の職務 6級 課長又は主幹の職務 6級 課長又は主幹の職務 1. 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正(附則第7項関係) 退職手当の調整額の算定区分を改める。
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

#### 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 略

2 • 3 略

める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、そ の者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

現行

5~9 略

(扶養手当の受給者)

|第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、|第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、 9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

(扶養手当の月額)

(以下「給料表8級職員」という。)にあつては、3,500円)、前条第2号 につき10,000円とする。

2 略

(扶養手当の申請)

|第14条 新たに職員となつた者に扶養親族(<u>給料表9級以上職員</u>にあつては、|第14条 新たに職員となつた者に扶養親族(給料表8級職員

改正案

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 略

2 • 3 略

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の 号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給」号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給 の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上」の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上 であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定」であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定 める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、そ の者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

5~9 略

(扶養手当の受給者)

次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以 次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以 下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、給料表 下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「給料表」の適用を受ける職員でその職務の級が8級 であるもの(以下「給料表 8級職員 」という。)に対しては、支給しない。

(扶養手当の月額)

|第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人に||第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人に| つき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの) つき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの (以下「給料表7級職員」という。)にあつては、3,500円)、前条第2号 に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人 に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人 につき10.000円とする。

(扶養手当の申請)

扶養親族たる子に限る。)がある場合、給料表9級以上職員から給料表9 級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある 場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において は、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(給料表 9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至っ た者がある場合を除く。)
- は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達 した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに 至つた場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる 要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

(扶養手当の支給区分)

|第15条 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(給料表 9 級| 第15条 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(給料表 8 級 以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。) がある場合においてはそ のものが職員となつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以 のものが職員となつた日、給料表8級職員 から給料表8級職員 外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合において その職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがな いときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日、職員に扶 養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同 項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号 に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これ) らの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手 当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその 者が離職し、又は死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表 9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定に

#### 改正案

扶養親族たる子に限る。)がある場合、給料表8級職員 から給料表8 級職員 以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある 場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において は、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(給料表 8級職員 に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つ た者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又) は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達 した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに 至つた場合及び給料表8級職員 に扶養親族たる配偶者、父母等たる 要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

(扶養手当の支給区分)

職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはそ 外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合において その職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがな いときはその職員が給料表8級職員 以外の職員となつた日、職員に扶 養親族(給料表8級職員 にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同 項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号 に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これ らの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手 当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその 者が離職し、又は死亡した日、給料表8級職員 以外の職員から給料表 8級職員 となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定に

よる届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項 の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員 となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(給料表9級以上職員 にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るも のの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生 じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する 月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後 にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、12 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、 その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、 その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、 第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の 改定について準用する。

初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

#### (1) 略

- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(給料表9級以上職員にあつ (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(給料表8級職員 ては、扶養親族たる子に限る。)で前条第1項の規定による届出に係る ものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規 定による届出に係るものがある給料表9級以上職員が給料表9級以上職 員以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係る ものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9級以上職員以 外の職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係る もの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員

改正案

よる届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項 の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表8級職員 となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(給料表8級職員 にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るも のの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生 じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する 月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後 にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の 初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、 その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、 第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の 改定について準用する。

#### (1) 略

- ては、扶養親族たる子に限る。)で前条第1項の規定による届出に係る ものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規 定による届出に係るものがある給料表8級職員 が給料表8級職員 以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係る ものがある給料表7級職員が給料表7級職員及び給料表8級職員 外の職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係る もの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員

で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係る ものがある職員で<u>給料表8級職員</u>及び<u>給料表9級以上職員</u>以外のものが 給料表8級職員となつた場合

(7) 略

別表第1 (第5条関係)

#### 給料表

職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	<u>6級</u>	<u>7級</u>	<u>8級</u>	<u>9級</u>	<u>10級</u>
の区 分	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
)J	万和	月額	月額	月額	月額	月額	<u>月額</u>	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	<u>円</u>	円	円	円	<u>円</u>
	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300	459, 900	523, 100
	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700	463, 000	526, 000
	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200	466, 000	529, 100
	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600	469,000	532, 200
	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500	472,000	535, 300
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421, 600	475, 000	537, 600
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700	478, 000	540, 100
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900	481, 100	542, 500
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800	483, 800	544, 900
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200	387, 100	429, 900	486, 900	546, 700
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000	489, 900	548, 500
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900	493, 000	550, 400

#### 改正案

で給料表8級職員 以外のものが給料表8級職員 となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係る ものがある職員で<u>給料表7級職員</u>及び<u>給料表8級職員</u> 以外のものが 給料表7級職員となつた場合

(7) 略

別表第1(第5条関係)

#### 給料表

					/I F	1112				
職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	<u>6級</u>	<u>7級</u>	<u>8級</u>	
の区	П 44	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	
分	号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	365, 500	410, 300	459, 900	
	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	368, 100	412, 700	463, 000	
	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	370, 500	415, 200	466, 000	
	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	372, 900	417, 600	469, 000	
	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	374, 800	419, 500	472, 000	
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	377, 300	421,600	475, 000	
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	379, 600	423, 700	478, 000	
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	382, 100	425, 900	481, 100	
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	384, 500	427, 800	483, 800	
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	387, 100	429, 900	486, 900	
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	389, 700	432, 000	489, 900	
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	392, 300	433, 900	493, 000	

現行	改正案								
13 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 <u>347, 000</u> 394, 600 435, 600 495, 700 <u>552, 100</u>	13 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 394, 600 435, 600 495, 700								
14 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 <u>349, 000</u> 396, 900 437, 400 498, 000 <u>553, 500</u>	14 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 396, 900 437, 400 498, 000								
15 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 <u>350, 900</u> 399, 100 439, 300 500, 300 <u>554, 800</u>	15 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 399, 100 439, 300 500, 300								
16 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 <u>352, 800</u> 401, 400 441, 200 502, 600 <u>555, 900</u>	16 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 401, 400 441, 200 502, 600								
17 181, 800 232, 400 262, 300 298, 000 325, 900 <u>354, 500</u> 403, 200 443, 000 504, 600 <u>557, 200</u>	17 181,800 232,400 262,300 298,000 325,900 403,200 443,000 504,600								
18 183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 <u>356, 500</u> 405, 100 444, 800 506, 000 <u>558, 200</u>	18 183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 405, 100 444, 800 506, 000								
19 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 <u>358, 300</u> 407, 000 446, 600 507, 500 <u>559, 100</u>	19 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 407, 000 446, 600 507, 500								
20 186,000 236,900 266,200 303,800 331,700 360,200 408,800 448,300 508,900 560,000	20 186,000 236,900 266,200 303,800 331,700 408,800 448,300 508,900								
21 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900	21 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 410, 600 450, 100 510, 100								
22 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 412, 400 451, 600 511, 500	22 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 412, 400 451, 600 511, 500								
23 191,800 241,200 270,700 309,300 337,400 365,900 414,200 453,000 513,000	23 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 414, 200 453, 000 513, 000								
24 194,000 242,600 272,200 311,100 339,300 367,800 416,000 454,500 514,500	24 194,000 242,600 272,200 311,100 339,300 416,000 454,500 514,500								
25   196, 200   243, 600   273, 800   312, 800   340, 700   369, 700   417, 600   455, 900   515, 600	25 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 340, 700 417, 600 455, 900 515, 600								
26 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700	26 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 419, 100 457, 200 516, 700								
27   199, 400   246, 400   277, 100   316, 800   344, 500   373, 500   420, 600   458, 500   517, 900	27 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 420, 600 458, 500 517, 900								
28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 422, 100 459, 700 519, 100								
29 202, 400 248, 700 280, 300 320, 400 348, 000 376, 900 423, 600 460, 700 520, 100	29 202, 400 248, 700 280, 300 320, 400 348, 000 423, 600 460, 700 520, 100								
30 203, 800 249, 700 281, 800 322, 400 349, 900 378, 700 424, 900 461, 400 521, 000	30 203, 800 249, 700 281, 800 322, 400 349, 900 424, 900 461, 400 521, 000								
31 205, 200 250, 600 283, 300 324, 400 351, 700 380, 500 426, 200 462, 200 521, 900	31 205, 200 250, 600 283, 300 324, 400 351, 700 426, 200 462, 200 521, 900								
32 206, 600 251, 500 284, 800 326, 400 353, 500 382, 100 427, 400 462, 900 522, 800	32 206, 600 251, 500 284, 800 326, 400 353, 500 427, 400 462, 900 522, 800								

現行									改正案												
33	208,000	252, 400	285, 900			383, 800	428, 600	463, 600	523, 600		33	208	000 2	252, 400	285, 900	327, 600		428, 600	463, 600	523, 600	
34				ĺ		385, 200					34	209	300 2	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	429, 900	464, 400	524, 500	
35						386, 600					35					331, 500			465, 100		
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700	525, 700		36	211	900 2	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	432, 400	465, 700	525, 700	
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200	526, 400		37	213	200 2	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	433, 600	466, 200	526, 400	
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800	527,000		38	214	400 2	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	434, 400	466, 800	527, 000	
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400	527, 800		39	215	600 2	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	435, 200	467, 400	527, 800	
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000	528, 400		40	216	700 2	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	436, 000	468,000	528, 400	
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	<u>393, 900</u>	436, 600	468, 500	528, 900		41	217	800 2	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	436, 600	468, 500	528, 900	
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000			42	218	900 2	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	437, 300	469,000		
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400			43	219	900 2	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	438,000	469, 400		
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700			44	220	900 2	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	438, 700	469, 700		
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000			45	221	800 2	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	439, 500	470,000		
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300				46	222	700 2	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	440, 300			
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700				47	223	600 2	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	440,700			
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400				48	224	500 2	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	441, 400			
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900				49	225	400 2	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	441, 900			
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300				50	226	300 2	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	442, 300			
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700				51	227	200 2	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	442,700			
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100				52	228	100 2	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	443, 100			
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402,600	443, 500				53	228	900 2	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	443, 500			

現行								改正案												
	54	229, 800 2	73, 600	317, 800			402, 900	443, 900			54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500		443, 900			
	55	230, 700 2									55				361, 400		444, 300			
	56	231, 500 2	75, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600			56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	444, 600			
	57	231, 800 2	76, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900			57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	444, 900			
	58	232,600 2	77, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300			58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	445, 300			
	59	233, 300 2	78, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600			59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	445, 600			
	60	233, 900 2	79, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900			60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	445, 900			
定前任短間務員外職年再用時勤職以の員	61 62 63 64 65 66 67 68	234, 500 2: 235, 200 2: 235, 800 2: 236, 300 2: 236, 800 2: 237, 300 2: 237, 800 2: 238, 400 2:	81, 000 81, 900 82, 800 83, 300 84, 000 84, 700	327, 200 328, 000 328, 800 329, 600 330, 000 330, 600	366, 300 367, 000 367, 700 368, 000 368, 700 369, 400	382, 800 383, 400 384, 000 384, 400 385, 000 385, 600	405, 300 405, 600 405, 900 406, 200 406, 500 406, 800	446, 200		定前任短間務員外職年再用時勤職以の員	61 62 63 64 65 66 67 68	235, 200 235, 800 236, 300 236, 800 237, 300 237, 800	281, 000 281, 900 282, 800 283, 300 284, 000 284, 700	327, 200 328, 000 328, 800 329, 600 330, 000 330, 600	365, 700 366, 300 367, 000 367, 700 368, 000 368, 700 369, 400 370, 000	382, 800 383, 400 384, 000 384, 400 385, 000 385, 600	446, 200			
	69 70 71 72	238, 900 23 239, 400 23 239, 900 23 240, 400 23	87, 400 88, 200 89, 000	332, 800 333, 500 334, 100	370, 900 371, 600 372, 200	387, 100 387, 600 388, 200	407, 600 407, 900 408, 100				69 70 71 72	239, 400 239, 900 240, 400	287, 400 288, 200 289, 000	332, 800 333, 500 334, 100	370, 300 370, 900 371, 600 372, 200	387, 100 387, 600 388, 200				
	73	240, 900 2									73				372, 500					
	74	241, 400 2	90, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408,600				74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900				

現行	改正案								
75   241, 800   290, 600   335, 700   373, 800   389, 300   408, 900	75   241, 800   290, 600   335, 700   373, 800   389, 300								
76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 100	76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700								
77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300	77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000								
78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 <u>409, 600</u>	78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300								
79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900	79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600								
80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100	80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800								
81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 <u>410, 300</u>	81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000								
82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 <u>410, 600</u>	82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300								
83   245, 600   292, 700   339, 300   378, 000   391, 600   <u>410, 900</u>	83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600								
84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100	84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800								
85   246, 400   293, 200   340, 100   378, 700   392, 000   411, 300	85 246, 400 293, 200 340, 100 378, 700 392, 000								
86 246, 800 293, 500 340, 500 379, 200 392, 300	86 246, 800 293, 500 340, 500 379, 200 392, 300								
87 247, 200 293, 800 341, 000 379, 600 392, 600	87 247, 200 293, 800 341, 000 379, 600 392, 600								
88   247, 600   294, 100   341, 400   380, 000   392, 800	88 247, 600 294, 100 341, 400 380, 000 392, 800								
89   248, 000   294, 400   341, 700   380, 400   393, 000	89   248, 000   294, 400   341, 700   380, 400   393, 000								
90 248, 500 294, 800 342, 100 380, 900 393, 300	90 248, 500 294, 800 342, 100 380, 900 393, 300								
91 248, 800 295, 100 342, 600 381, 300 393, 600	91 248, 800 295, 100 342, 600 381, 300 393, 600								
92 249, 100 295, 500 343, 000 381, 700 393, 800	92 249, 100 295, 500 343, 000 381, 700 393, 800								
93 249, 400 295, 700 343, 200 382, 000 394, 000	93 249, 400 295, 700 343, 200 382, 000 394, 000								
94 295, 900 343, 600	94 295, 900 343, 600								
95 296, 200 344, 100	95 296, 200 344, 100								

	現行	改正案
96	296, 600 344, 500	96 296, 600 344, 500
97	296, 800 344, 700	97 296, 800 344, 700
98	297, 100 345, 100	98 297, 100 345, 100
99	297, 500 345, 500	99 297, 500 345, 500
100	297, 900 345, 800	100 297, 900 345, 800
101	298, 100 346, 100	101 298, 100 346, 100
102	298, 400 346, 500	102 298, 400 346, 500
103	298, 800 346, 900	103 298, 800 346, 900
104	299, 100 347, 300	104 299, 100 347, 300
105	299, 300 347, 800	105 299, 300 347, 800
106	299, 600 348, 200	106 299, 600 348, 200
107	300, 000 348, 600	107 300, 000 348, 600
108	300, 300 349, 000	108 300, 300 349, 000
109	300, 500 349, 500	109 300, 500 349, 500
110	300, 900 349, 900	110 300, 900 349, 900
111	301, 300 350, 200	111 301, 300 350, 200
112	301, 600 350, 500	112 301, 600 350, 500
113	301, 800 351, 000	113 301, 800 351, 000
114	302, 000	114 302,000
115	302, 300	115 302, 300
116	302, 700	116 302, 700

	現行												改正案													
		117		302, 900												117		302, 900	)							
		118		303, 100												118		303, 100	)							
		119		303, 400		,										119		303, 400	)							
		120		303, 700												120		303, 700	)							
		121		304, 100												121		304, 100	)							
		122		304, 300		1										122		304, 300	)							
,		123		304, 600		1										123		304, 600	)							
i.		124		304, 900		ľ										124		304, 900	)							l
						İ																				
		125		305, 200												125		305, 200	)							
	定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給			定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給		基準給	基準給	基準給	
Į.	前再		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	=		前再		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額		料月額	料月額	料月額	
1	任用		円	円	円	円	円	<u>円</u>	円	円	F.	<u>円</u>		,	任用		円	円	円	円	円		円	円	円	
	短時		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400	522, 800			短時		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700		358,000	391, 200	442, 400	
	間勤														間勤											
Ž	務職 E														務職											
別表	更   笙 :	) (智	96条	関係)									]	<u> </u> 表 [記	<sub>貝</sub>   :笙:	) (答	   6 条	関係) 関係)								
<i>J</i> 174X	<i>&gt;</i> 17	- (2)	10 /	X) //\	<u> </u>	<b>拿級別</b>	基準暗	務表						773	.717 2	- (2	17 0 //(1	X) VN /	车	<b>拿級別</b>	基準職	終表				
	職系	多の糸	及		<u> </u>			なる暗	·····································				1		職系	务の総	及				基準と		***			
		1級		型的な業	業務を			0. 0. 19					1			1級		的な	業務を	 行う聙		3. Q. (B)	· • •/•			
		2級		<u>- 「3 5 7</u> Fの職務		. 4 / 10								-		2級		- Fの職剤		, 4 / 10	- 4/4					
		3級		その職務									-	-		3級		の職								
		4級		又は三		職務							1			1級			主任の	職務						İ

		改正案								
5級	課長補佐又は主査の職務	5級	課長補佐又は主査の職務							
<u>6級</u>	課長又は主幹の職務									
7級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務	6級	課長又は主幹の職務							
8級	部次長又は参事の職務	<u>7級</u>	部次長又は参事の職務							
9級	部長又は理事の職務	8級	部長又は理事の職務							
<u>10級</u>	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務									

(退職手当の調整額)

(退職手当の調整額)

|第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期 間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初 日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地 方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、 通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律 第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第 82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」とい う。) 又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施 行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与 を含む。) に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に 従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される 者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又 はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと 定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事さ せるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他 これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあ る月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第 4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ て当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」とい う。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順 位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合に は、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初 日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地 方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、 通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律 - 第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第 82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社(以下「地方公社」とい う。) 又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施 行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与 を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に 従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される 者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又 はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと 定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事さ せるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他 これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあ る月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第 4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ て当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」とい う。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順 位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合に は、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

改正案

現行	改正案
<u>(1)</u> 第1号区分 70,400円	
<u>(2)</u> 第2号区分 65,000円	<u>(1)</u> 第1号区分 65,000円
<u>(3)</u> 第3号区分 <u>59,550円</u>	<u>(2)</u> 第2号区分 <u>59,550円</u>
<u>(4)</u> <u>第4号区分</u> <u>54,150円</u>	<u>(3)</u> 第3号区分 <u>54,150円</u>
<u>(5)</u> 第5号区分 43,350円	
<u>(6)</u> 第6号区分 <u>32,500円</u>	<u>(4)</u> 第4号区分 32,500円
<u>(7)</u> 第7号区分 <u>27,100円</u>	<u>(5)</u> 第5号区分 <u>27,100円</u>
<u>(8)</u> 第8号区分 <u>21,700円</u>	<u>(6)</u> 第6号区分 <u>21,700円</u>
<u>(9)</u> <u>第9号区分</u> <u>零</u>	<u>(7)</u> 第7号区分 零
2~5 略	2~5 略

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正	Eする条例	
2 制定改廃 の根拠達等 3 制定 改廃 の理由	・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第21号)・地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)  ・令和5年4月より定年延長制度が導入されたことが影響し、上記の条例改正により実施した本市独自の給与改定(以下「わたり解消」という。)による退職手当の算定において、現行の制度では一部の職員に不利益が生じることが判明したことから、不利益を生じさせないよう措置を講じるもの。	4 制定改廃の概要	1.第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例に対する経過措置を規定する。(附則第23項関係) (現行制度) 採用から退職までの間に退職時の給料月額より高い給料月額があった際、その高い方の給料月額を退職手当の算定に使用することができる。しかし、この制度は複数回適用されることは想定されていないため、わたり解消及び定年延長制度による減額の対象である職員は、定年延長制度を選択することによって、退職手当の額が低く算定されてしまうという不利益が生じる。 (改正後の制度) 給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額が複数回あった場合で、その複数回が、わたり解消時と定年延長制度による減額である場合に限り、その2点の高位点を算定に含めることにより、上記の不利益を解消する。
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

#### 奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
附則	附則
$1\sim6$ 略	1~6 略
(経過措置)	(経過措置)
7~16 略	7~16 略
17 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の	17 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の
給料月額の改定は、給料月額の湯	給料月額の改定 <u>(以下「給料月額7割改定」という。)</u> は、給料月額の減
額改定に該当しないものとする。	額改定に該当しないものとする。
18~22 略	18~22 略
	23 当分の間、給料月額7割改定が行われた後に退職した者について、その
	者の基礎在職期間中に、奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良
	市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正す
	る条例(平成29年奈良市条例第21号)附則第5項の規定による特定の職務
	の級の切替えによつて生じた給料月額の改定によつて特定減額前給料月額
	(給料月額7割改定が行われた日の前日にその者が受けていた給料月額
	(以下「7割減額前給料月額」という。)より額の多いものに限る。以下
	同じ。)が生じた場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第3
	条から第5条まで及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次に掲げる
	<u>額の合計額とする。</u>
	(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日
	<u>に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その</u>
	者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条
	から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当す
	<u> </u>
	(2) その者が給料月額7割改定が行われた日の前日に現に退職した理由
	と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続

	一   一   一   一   一   一   一   一   一   一
現行	改正案
	期間及び7割減額前給料月額を基礎として、7割減額前給料月額に、ア
	に掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
	<u>ア</u> その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定に
	より計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額
	の7割減額前給料月額に対する割合
	<u>イ</u> 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
	(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割
	合を乗じて得た額
	ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定に
	より計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額
	の退職日給料月額に対する割合
	<u>イ</u> 前号アに掲げる額の7割減額前給料月額に対する割合
	24 前項の規定にかかわらず、第5条の3に規定する者について、第5条か
	ら第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額が同項の規定に
	より計算した退職手当の基本額よりも多いときは、その多い方の額をその
	者の退職手当の基本額とする。
	25 附則第23項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる
	割合(同項第2号イ及び第3号イに掲げる割合を合計した割合をいう。)
	<u>の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわら</u>
	<u>ず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</u>
	(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
	(2) 60未満 特定減額前給料月額に附則第23項第2号イに掲げる割合を
	乗じて得た額、7割減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合を乗じ
	て得た額及び退職日給料月額に60から同項第2号イ及び第3号イに掲げ
	る割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)	(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)
<u>23</u> 略	26 略

現行	改正案
24 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となっ	<u>27</u> 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となつ
たものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の	たものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の
職員となつたものとみなして附則第7項から第22項までの規定を適用す	職員となつたものとみなして附則第7項から第25項までの規定を適用す
る。	る。

1 名 称	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置の	条例の一部を改	ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	<ol> <li>奈良市立保育所設置条例の一部改正(第1条による改正) 第2条の表から三笠保育園の項を削る。</li> <li>奈良市立学校設置条例の一部改正(第2条による改正) 第2条の表から鳥見幼稚園の項及び二名幼稚園の項を削る。</li> </ol>
3 制定改廃の理由	・奈良市幼保再編計画に基づき、本市の取組 として次のとおり再編するため。 (1) 三笠保育園を民間移管し、私立保育所 へ移行する。 (2) 鳥見幼稚園及び二名幼稚園を閉園す る。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

#### 奈良市立保育所設置条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行			改正案			
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)			
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		第 2	2条 保育所の	名称、位置及び保育定員は、次のとおり	とする。	
名称	位置	保育定員		名称	位置	保育定員
三笠保育園	奈良市西之阪町5番地の1	160人		都南保育園	略	略
都南保育園	略	略				
伏見保育園	略	略		伏見保育園	略	略
京西保育園	略	略		京西保育園	略	略

#### 奈良市立学校設置条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとお りとする。 りとする。

種別	名称	位置
略	略	略
幼稚園	奈良市立済美幼稚園	略
	奈良市立佐保幼稚園	略
	奈良市立大安寺幼稚園	略
	奈良市立富雄北幼稚園	略
	奈良市立鳥見幼稚園	奈良市鳥見町三丁目11番地の2
	奈良市立二名幼稚園	奈良市二名一丁目3,722番地
	奈良市立六条幼稚園	略
	奈良市立伏見南幼稚園	略

種別	名称	位置
略	略	略
幼稚園	奈良市立済美幼稚園	略
	奈良市立佐保幼稚園	略
	奈良市立大安寺幼稚園	略
	奈良市立富雄北幼稚園	略
	奈良市立六条幼稚園	略
	奈良市立伏見南幼稚園	略

改正案

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃	<ul> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)第10条による国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部改正</li> <li>・国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)の徴収猶予の取扱いについて(令和6年7月4日付保国発0704第1号保高発0704第1号保高発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長厚生労働省保険局国民健康保険課長厚生労働省保険局国民健康保険課長厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ul> <li>1.保険料を納めることができないと市長が認める被保険者が、 急患等として医療機関等を受診した場合において、のちに資力 があることが判明したときは、資力の活用が可能となるまでの 期間として最長1年間、保険料の徴収を猶予することができる ようにする。(第20条関係)</li> <li>2.現行の国民健康保険被保険者証が廃止となることから、被保 険者証に係る規定を削る。(第26条関係)</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul><li>・上記の法律の一部改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となることから、所要の規定の整備を行うもの。</li><li>・上記の通知により、保険料の徴収猶予の取扱いに変更が生じたため、所要の改正を行うもの。</li></ul>		
5 施行期日	令和6年12月2日、公布の日	所管部課	福祉部 国保年金課

#### 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
(徴収猶予)	(徴収猶予)
第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当すること	第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当すること
によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができ	によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができ
ないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することがで	ないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することがで
きないと認められる金額を限度として、6箇月	きないと認められる金額を限度として、6箇月 <u>(急患等として保険医療機</u>
	関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力
以内の期間を限つて徴収	<u>の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u> 以内の期間を限つて徴収
猶予することができる。	猶予することができる。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
2 略	2 略
第7章 罰則	第7章 罰則
第26条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出を	第26条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出を
せず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規	せず、 <u>又は虚偽</u> の届出をした場合
定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、	においては、
その者に対し、10万円以下の過料を科する。	その者に対し、10万円以下の過料を科する。

1 名 称	奈良市音声館条例の一部を改正する条例		
<ul><li>2 制定改廃の根拠法等</li><li>3 制定改廃の理由</li></ul>	・音声館の設置目的として、本市の魅力創出 と発信を新たに加え、幅広い用途目的で活 用できるような施設とするため。 ・文化活動を通じて市民・団体の交流機会の 創出につながるような施設とするため。	4 制定改廃の概要	1. 音声館の設置及び目的について(第1条関係) 伝統的な芸能、音楽、演芸に限らず、あらゆる文化活動の振興 によって、市民の文化の向上及び市の魅力発信を行うことを施設 の目的とする。  2. 音声館の事業について(第3条関係) 奈良市文化振興条例(平成19年奈良市条例第20号)並びに 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)及び劇場、音楽堂 等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)の趣旨を踏まえ、より柔軟に事業展開が可能となるよう、次に掲げる事業を 行うこととする。 (1) 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興 に関すること。 (2) 生活文化の振興に関すること。 (3) 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化 による交流の創出に関すること。 (4) その他音声館の設置目的を達成するために必要な事業
5 施行期日	令和7年4月1日、公布の日	所管部課	市民部 文化振興課

## 奈良市音声館条例 新旧対照表

現行	改正案
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、	第1条 伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興
市民の文化の向上	<u>を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって</u> 市民の文化の向上 <u>及び市の魅</u>
に資するため、音声館(以下「館」という。)を設置する。	<u>力発信</u> に資するため、音声館(以下「館」という。)を設置する。
(事業)	(事業)
第3条 館においては、 <u>次の各号に</u> 掲げる事業を行う。	第3条 館においては、 <u>次に</u> 掲げる事業を行う。
(1) 伝統的な芸能の継承及び振興に関する	(1) 伝統的な芸能の継承及び <u>発展並びにその他芸術文化の</u> 振興に関する
こと。	こと。
(2) わらべ歌等の調査、研究及び普及に関すること。	(2) <u>生活文化の振興に関すること。</u>
(3) 音楽会及び演芸会の開催並びに市民のふれあいの場の提供に関する	(3) 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交
<u>こと。</u>	<u>流の創出に関すること。</u>
(4) 略	(4) 略
(行為の禁止)	(行為の禁止)
第14条 館を利用する者は、 <u>次の各号に</u> 掲げる行為をしてはならない。	第14条 館を利用する者は、 <u>次に</u> 掲げる行為をしてはならない。
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例						
2 制定改廃 の根拠達等 3 制理 の理由	・鴻ノ池陸上競技場補助競技場のグラウンドを天然芝で舗装したことに伴い、使用料の額を改定するため。	4 制定改廃の概要	表補助競技場	第4関係)	分 陸上競技 球技等 (1人当たり)	場の使用料 生場使用料 午前 4,800 (3,000) 14,000 (1,800) 200 (150)	する。(別 (単位:円) 午前・午 後 12,800 (8,000) 33,000 (4,800)
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民	部 スポー	ツ振興課		

#### 奈良市体育施設条例 新旧対照表

	現行							改正案																
別表	J表第4(第5条関係)							別表第4 (第5条関係)																
						陸上競	竞技場使	巨用料										陸上意	竞技場使	<b></b>				
						午前	午後	夜間	午前• 午後	午後・ 夜間	全日							午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後 • 夜間	全日	
			区	分		9:00 ~	13:00 ∼	18:00 ~	9:00 ~	13:00 ~	9:00 ~				区	分		9:00 ~	13:00	18:00 ~	9:00	13:00	$\begin{vmatrix} 9 : 00 \\ \sim \end{vmatrix}$	Э
						12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00							12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00	0
						円	円	円	円	円	円							円	円	円	Į.	J P		7
	主	略	略	略		略	略	略	略	略	. 略		主	略	略	略		略	略	略	. 略	f K	路 略	峇
	競			略		略	略	略	略	略	略		競	į		略		略	略	略	略	<b>新</b>	路 略	Ż
	技		略	略	略	略	略	略	略	略	. 略		技	:	略	略	略	略	略	略	略	f K	路 略	さ
	場	略				略	略	略					場	略				略	略	略		_		
	補	独占	使用	陸上意	竞技	3,000	4,000	)	8,000				補	独占	使用	陸上	競技	4,800	6, 400	)	12, 800	)		
	助			球技等	È	<u>1,800</u>	2, 400	)	4,800				助	1		球技	等	14,000	19,000	)	33, 000	)		
		個人 り)	使用	(1人	当た	<u>150</u>	<u>200</u>	)						(b)	使用	(1)	人当た	200	<u>250</u>	<u>)</u>				
	略				_	略	略	略	略	略	略		略					略	略	略	略	i K	略	各
	備	考											備	考										
		略												略										

1 名 称	奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を	改正する条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 右京コミュニティスポーツ会館について、名称及び位置を規定する。(別表第1関係) (1) 名称 奈良市右京コミュニティスポーツ会館 (2) 位置 奈良市右京四丁目11番地の1
3 制定改廃の理由	・旧右京小学校敷地内に、新たに右京コミュニティスポーツ会館を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うもの。		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

#### 奈良市コミュニティスポーツ施設条例 新旧対照表

玛	l行		改工	E案				
別表第1 (第2条関係)		別表第1(第2条関係)						
名称	位置		名称	位置				
略	略		略	略				
奈良市八条コミュニティスポーツ	略		奈良市八条コミュニティスポーツ	略				
広場			広場					
			奈良市右京コミュニティスポーツ	奈良市右京四丁目11番地の1				
			会館					

1 名 称	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部	を改正する条例	
2 制定改廃 の根拠法等 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)  ・上記の法律改正に伴い、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたことから、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会を新たに設置するため。	4 制定改廃の概要	1. 災害用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82 号)第18条の規定に基づき、災害用慰金及び災害障害見舞金 の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関とし て、奈良市災害用慰金等支給審査委員会を設置する。(第16 条関係) (1) 委員会は、委員7人以内をもって組織する。 (2) 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうち から、市長が委嘱する。 (3) 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。た だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 福祉政策課

#### 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第4章 災害援護資金の貸付け	第4章 災害援護資金の貸付け
第12条~第15条 略	第12条~第15条 略
_(規則への委任)_	
第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	
	第5章 災害弔慰金等支給審查委員会
	第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に
	関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰
	金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
	2 委員会は、委員7人以内をもつて組織する。
	3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が
	<u>委嘱する。</u>
	4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の
	<u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
	5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、
	市長が規則で定める。
	<u>第6章</u> <u>雑則</u>
	<u>(委任)</u>
	第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
	規則で定める。

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年総務省令第25号)第1条による消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の一部改正	4 制定改廃 の概要	1. 左記の省令改正に伴い、引用条文の整理を行う。(第39条 関係) 「第5条の3」を「第5条の5」に改める。
3 制定改廃の理由	・上記の省令の一部改正に伴い、本市の条例 で引用する条項にずれが生じたため、所要 の改正を行うもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 予防課

#### 奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
(スプリンクラー設備に関する基準)	(スプリンクラー設備に関する基準)
第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなけれ	第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなけれ
ばならない。	ばならない。
(1) 令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供さ	(1) 令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供さ
れる部分の床面積が、地階又は無窓階(建築物の地上階のうち、規則 <u>第</u>	れる部分の床面積が、地階又は無窓階(建築物の地上階のうち、規則 <u>第</u>
<u>5条の3</u> で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をい	<u>5条の5</u> で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をい
う。以下同じ。)にあつては500平方メートル以上、その他の階にあつて	う。以下同じ。)にあつては500平方メートル以上、その他の階にあつて
は1,000平方メートル以上のもの	は1,000平方メートル以上のもの
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2 · 3 略	2 • 3 略